

## 鳥取県告示第266号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（地域ため池総合整備事業山上・水根地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月10日

鳥取県知事 平井伸治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成24年4月10日から同年5月1日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。